

## ●相談支援事業所とは

相談支援専門員が障害のある方やその家族から相談を受け、様々な情報の提供や助言、及び福祉サービスを受けるための手続き等をお手伝いします。

- 具体的な支援内容については下記のとおりになります。

### ○基本相談

窓口による相談や家庭訪問による相談を行い、様々な情報の提供や助言を行います。

### ○特定相談

福祉サービス等を利用する場合にサービス等利用計画を作成し、定期的に評価と見直しを行います。

### ○障害児相談支援

障害児の通所サービス等支援利用計画を作成し、定期的に評価と見直しを行います。

- このようなときは相談支援事業所へご相談ください。

### ○悩み事・心配事がある。

お話をお聞きし、一緒に解決方法を考えます。情報の提供をはじめ、必要に応じて行政機関や障害福祉サービス事業所、病院等とも話し合いを行います。

### ○障害福祉サービスを利用したい。

障害福祉サービスにはどんなサービスがあるのか？  
サービスを受けたいが、どのように手続きを行ったらいいのかわからない…など。

こんな時は  
ご相談ください！



### ～相談からの流れ～

- ①相談受付
- ②面接及び契約
- ③サービス利用計画案の作成
- ④支給決定
- ⑤関係者会議の実施
- ⑥サービス利用計画の作成
- ⑦サービスの提供開始

## ●事業所概要

### ○対象者

障害者（児）の方及びそのご家族

### ○実施地域

桐生市全域

### ○職員配置

管理者 1名（兼務）  
相談支援専門員 3名（うち1名兼務）

### ○利用案内

相談日： 月曜日～金曜日  
開所時間： 9時～17時

